

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部長 松葉 篤
(公印省略)

緊急事態宣言終了に伴う家庭保育ご協力のお願いの取り扱いについて

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

国の緊急事態宣言が令和3年3月21日に解除となったところですが、東京都によると、都内の新規陽性者数は高止まりを見せており、今後、変異株等により急激に感染の再拡大が起こる可能性があるとされているところです。

また、国立市においても、継続的に新規感染者が発生していることから、令和3年3月31日までとしていた家庭保育のお願いを令和3年4月以降も下記の通り継続させていただきます。

なお、園をお休みいただいた場合の保育料につきましては、これまでどおり、日割り計算の上、減額いたします。

また、国立市では保護者の方の就労先の事業者宛に、家庭保育が可能となるよう、配慮をお願いする通知文を作成しております。こちらも期間の延長の上で改めて市ホームページに掲載しております。必要な方は、ダウンロードの上、ご活用下さい。

記

1. 緊急事態宣言が終了となりましたが、前記の状況を踏まえ、家庭保育のお願いを令和3年4月以降も継続させていただきます。ただし、家庭保育のお願い及び保育料の日割り減額については、今後の国立市内での感染者数の状況及び他市の状況などを踏まえた上で終了となる可能性がありますこと、予めご了承下さい。終了となる場合につきましては、予め保護者に通知をさせていただきます。
2. 市内保育施設においては、感染症対策を十分に行いながら保育を行っておりますが、いわゆる3密の状況が発生しやすい環境であり、他自治体ではクラスターが発生している園も出ています。このような状況から、引き続き、可能な範囲で、家庭保育のご協力をお願いいたします。
例えば育児休業中の方については登園日数を減らしていただいたり、在宅勤務の方については預ける時間を短縮していただいたりと、少しのご協力でも感染リスクを下げるすることができます。
3. 園児と同居するご家族等が濃厚接触者と判定されたり、PCR検査等を受けている場合については、当該園児も感染者となる可能性があるため、登園を控えることが望ましいと考えます。そのような状態となった場合は、感染拡大予防のため、必ず園にご連絡をお願いいたします。
また、同居のご家族の周囲で陽性者が発生した場合は、そのご家族が濃厚接触者と判定されて

(以下裏面)

いない場合でも、ご家族に発熱や呼吸器系の症状がある場合にはできる限りお子様の登園をお控え下さい。

4. 今後、国立市内において、急激な感染拡大が発生した場合等は強い登園自粛を要請することがあります。また、園関係者に感染者が発生した場合は、臨時休園等の対応を実施することもありますので、予めご承知おき下さい。

※以下に登園等の注意事項を記載しておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

◎保育園登園等の注意事項（令和3年3月23日時点）

- ① 毎朝登園前にお子様やご家族の体温を計測し、お子様の検温結果、健康状態を園にお伝え下さい。発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は登園や送迎はできません。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- ② お子様やご家族に発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器系症状が改善傾向となるまでは、登園や送迎はできません。
- ③ 登園後に発熱や呼吸器系症状等が見られる場合は、直ちに保護者の方に連絡しますので、すみやかにお迎えをお願いいたします。
- ④ お子様が濃厚接触者と判定された場合やPCR検査等を受けることとなった場合には、園に速やかにご連絡をいただくとともに登園はお控え下さい。
- ⑤ 基礎疾患をお持ちのお子様など、感染した場合のリスクが大きいお子様については、主治医に登園について必ずご相談の上、リスクがある場合については登園を控えていただくようお願いいたします。
- ⑥ 保護者の方が園に入る際はアルコール消毒液等での消毒を徹底し、マスクの着用をお願いいたします。また、園敷地内や周辺での保護者同士の長時間の会話など、密になる環境を作らないよう、ご協力をお願いいたします。
- ⑦ 園行事等については、感染拡大予防の観点から、内容の変更、延期または中止となる場合があります。

※上記取り扱いについては、今後の国・東京都等の方針により変更する場合があります。

○ 問合せ先

国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係 電話 042-576-2427（直通）